

PAG Renewables 合同会社「(仮称) 岩手県岩手郡岩手町太陽電池発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する岩手県知事意見

1 総括的事項

- (1) 本配慮書に対する環境の保全の見地からの意見を踏まえ、環境影響評価項目を適切に選定し、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行うこと。それにより、環境影響の重大性の程度を整理した上で、環境影響を回避又は低減するよう事業実施区域を絞り込み、太陽電池パネル及び付帯設備(以下「太陽電池パネル等」という。)の位置・規模又は配置・構造(以下「位置等」という。)を適切に決定すること。
- (2) 太陽電池パネル等の位置等の決定に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、事業性を優先することがないようにすること。
- (3) 調査、予測及び評価に当たっては、専門家等からの助言を踏まえつつ、入手できる最新のデータや知見に基づくとともに、できる限り定量的な手法を用いること。
- (4) 事業実施想定区域(以下、「想定区域」という。)及びその周辺の関係者や住民のみならず、より広い範囲の住民に対し、事業内容や環境影響評価の十分な説明を行い、理解を得られるよう努めること。

2 個別的事項

(1) 地形及び地質

想定区域及びその周辺は、土砂が流出しやすい「火山性岩屑堆積物」及び「紫蘇輝石角閃石安山岩軽石流堆積物」等の堆積物が分布しているため、十分な調査を実施し、工事等により土砂が流出しないように対策を検討すること。

(2) 水環境

想定区域周辺の水道水源等に関する情報を、方法書以降の図書に明記すること。

(3) 景観

想定区域周辺には、石神山や石神の丘美術館などの優れた眺望点が存在することから、太陽電池パネルの存在や反射光が眺望を阻害しないよう十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、眺望景観への影響を回避又は低減すること。

(4) 産業

内水面養殖業に関する情報を、方法書以降の図書に明記すること。

(5) その他

ア 太陽電池パネルの反射光について、想定区域周辺の住居のみならず、道路を走行する車両への影響も懸念されることから、十分な調査、予測及び評価を実施し、

その結果に基づき、反射光による影響を回避又は低減すること。

イ 太陽電池パネルの設置後に芝生等の管理が行われない場合、芝生等が枯れ、土砂の流出に繋がること懸念されるため、土砂流出が発生しない管理方法を検討すること。